

## 多治見市史編さん委員会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 多治見市史（以下「市史」という。）の編さんについて必要な調査、審議等を行うため、多治見市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 編さん委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 編さん委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は副教育長をもって充てる。

3 委員長及び副委員長以外の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1） 多治見市文化財審議会委員

（2） 学識経験者

（3） 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、市史編さん事業の終了の日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### （会議）

第4条 編さん委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 編さん委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

（1） 市史編さんの基本方針に関すること。

（2） 市史編さんに必要な資料の調査及び収集に関すること。

（3） 市史の編集及び刊行に関すること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市史編さんに関し必要な事項。

3 編さん委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議長（委員長）は、必要があると認めるときは、編さん委員会以外の者に対し、編さん委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができ

る。

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長（委員長）の決するところによる。

（編集部会）

第5条 市史に関する資料収集、調査研究、執筆及び編集を時代別及び分野別に行うため、編さん委員会内に多治見市史編集部会（以下「編集部会」という。）を設置する。

- 2 編集部会は、編集部員17人以内をもって組織する。

- 3 編集部会に編集部会長を置き、第2条3項の委員のなかから委員長が選任した者をもって充てる。

- 4 編集部員は、市史編さんに関連する事項についての知識、経験を持つ者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 5 副編集部会長は、編集部員の互選によりこれを定める。

- 6 編集部員の任期は、2年とする。ただし、補欠部員の任期は、前任編集部員の残任期間とする。

- 7 編集部会長は会務を総理するとともに、編集部会を代表し、副編集部会長は編集部会長を補佐し、編集部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 8 編集部員は、自己の専門分野に係る資料の調査、収集及び研究、市史の執筆等を行うものとする。

- 9 編集部会は、必要に応じ会議を開き、編集部会長が議長となる。

- 10 編集部会長は、必要があると認めるときは、編集部会以外の者に対し、編集部会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 11 編集部会は、必要に応じ編集状況等を編さん委員会に報告するものとする。

（庶務）

第6条 編さん委員会及び編集部会の庶務は、文化財保護センターにおいて行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、編さん委員会の運営に関し必要な

事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。